四　申請期間　平成三十年六月四日から同年七月六日まで
五　地元地区　福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田（字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。）
備考　免許の存続期間は、平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日までとする。
一　公示番号　農区第二百十三号
二　免許の内容たるべき事項
㈠　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　のりひび建養殖業
漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで
㈡　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
㈢　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ五直線によって囲まれた区域
ア　北緯三十三度六分四秒東経百三十度二十分十四秒の点
イ　北緯三十三度六分三秒東経百三十度二十分二十八秒の点
ウ　北緯三十三度五分三十九秒東経百三十度二十分二十三秒の点
エ　北緯三十三度五分四十一秒東経百三十度二十分十秒の点
オ　北緯三十三度五分五十二秒東経百三十度二十分十四秒の点
三　免許予定日　平成三十年九月一日
四　申請期間　平成三十年六月四日から同年七月六日まで
五　地元地区　福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田（字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。）
備考　免許の存続期間は、平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日までとする。

○国土交通省告示第六百九十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条第七項第三号の規定に基づき、道路運送車両法施行規則第三十六条第七項第三号の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年五月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両法施行規則第三十六条第七項第三号の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示等の一部を改正する告示（道路運送車両法施行規則第三十六条第七項第三号の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行規則第三十六条第七項第三号の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示（平成二十七年国土交通省告示第五百八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			
道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条第七項第三号の国土交通大臣が告示で定める外国の機関は、次の表のとおりとする。			
名　称	住　所	備　考	
（略）	（略）	（略）	
Applus+IDIADA	L'Albornar, PO Box 20, E-43710, Santa Oliva, Tarragona, Spain	JC08Hモード＋JC08Cモード法、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法、WMTCモード法及び光吸収係数の測定方法に限る。	
Thailand Automotive Institute	655 Soi 1 Bangpoo Industrial Estate Moo 2, Sukhumvit Km. 34, Bangpoo Mai, Muang samutprakarn, Samutprakarn 10280, Thailand	WMTCモード法に限る。	

改正前			
道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条第七項第三号の国土交通大臣が告示で定める外国の機関は、次の表のとおりとする。			
名　称	住　所	備　考	
（略）	（略）	（略）	
Applus+IDIADA	L'Albornar, PO Box 20, E-43710, Santa Oliva, Tarragona, Spain	JC08Hモード＋JC08Cモード法、WMTCモード法及び光吸収係数の測定方法に限る。	